

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・消防組織法 (消防の任務)</p> <p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。</p> <p>(市町村の消防に関する責任)</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・消防組織法 (消防の任務)</p> <p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。</p> <p>(市町村の消防に関する責任)</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・消防法</p> <p>第4条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	